保護者等　様

兵庫県立播磨特別支援学校長

学校感染症について

学校保健安全法第19条により、学校では感染症にかかっていたり、かかっている疑いのある生徒に対しては「出席停止」の取扱いをします。この期間は「欠席」にはなりません。

本校の普通科・総合ビジネス科の生徒は全寮制です。また、就業技術科の生徒はほとんどの生徒がスクールバスで通学しています。学校感染症が発生しましたら感染が拡大しやすい環境にあります。

医療機関を受診し学校感染症と診断された場合は、医師の指示通り充分な療養をしていただき、二次感染の予防に努めたいと思います。

つきましては、医師から診断・指導を受けた内容を下に記入し、登校時に提出してください。

きりとりせん

出席停止について

普通科・総合ビジネス科・就業技術科　　年　組

名前　　男・女

病　名

診　察　日：令和　年　月　日

療養した期間：令和　年　月　日 ～　月　日

医療機関名：

上記の病名により療養しておりましたが、医師の診断・指導のもと現在の状態から感染の心配がなくなりましたので登校します。

令和　年　月　日

保護者名